

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その6）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その5）」として、平成30年3月6日付事務連絡により送付したところですが、現時点で考えられる事項を事務的に整理し、資料の追加等を行いましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本参考資料につきましては、後日、WAMNETに掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 水村、豊田（内線 3949）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 松田、長尾（内線2166）

留意事項について

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

今回の報酬改定に伴う新たな加算の追加や変更について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

① 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては既存の届出項目であっても届出が必要なものもあるので、留意すること。(詳細は別紙を参照)

② 提出の期限

4月の報酬算定に係る届出の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、すべて4月15日まで猶予する。(それ以降の取扱いの可否については、都道府県等において各国保連合会と相談の上で判断されたい。)ただし新規指定事業所においては、伝送ユーザーの払出等国保連合会との手続きが発生することから、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

※参考：通常の届出に係る取扱い

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問通所サービス ・ (介護予防)福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)短期入所サービス ・ (介護予防)特定施設入居者生活介護 ・ 施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から